

第1問 解答<1>

(監査論)

問題 1

問 1

二重責任の原則とは、経営者は財務諸表の作成責任を負い、監査人は財務諸表に対する意見表明に責任を負うとする責任分担原則である。監査実施の前提として、二重責任の原則の成立の下に監査が実施されている必要がある。経営者の財務諸表作成責任について経営者の立場から正式に確認する手段である経営者確認書の入手によって、監査人は二重責任の原則の遵守について監査の最終段階で事後的に確かめることができる。

問 2

<母集団からサンプル又は特定項目を抽出する方法>

- ①監査サンプリング：母集団全体に関する結論を導き出すための合理的な基礎を得るため、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団を代表するサンプルを抽出する。
- ②特定項目抽出による試査：企業の理解、評価した重要な虚偽表示リスク、及びテストする母集団の特性などを考慮して、高額の項目または他の特性を示す項目等、監査人の判断により母集団内の特定項目のみを抽出する。

<母集団に対する結論を形成する方法>

- ①監査サンプリング：抽出したサンプルに対して実施した運用評価手続きまたは詳細テストの結果から、内部統制の逸脱率または虚偽表示額といった母集団全体の特性を推定し、母集団に関する結論について合理的な基礎を得たかを判断した上で、母集団に対する結論を形成する。
- ②特定項目抽出による試査：抽出した特定項目に対して実施した監査手続きの結果からは母集団全体にわたる一定の特性を推定できないため、特定項目に関する監査手続きの結果に加えて、抽出されない残余部分に関して実施した監査手続の結果も総合的に勘案して母集団全体に関する結論を形成する。

第1問 解答<2>

(監査論)

問 3

財務諸表の適正性は大局的・抽象的命題であり、監査人が直接立証することは困難であるため、この適正性命題を階層的に細分化し、監査人が直接立証可能な個別的・具体的命題である監査要点の集合に置き換える。そして、監査要点を直接立証するための十分かつ適切な監査証拠を入手し、これを積み上げて統合することで適正性命題を間接的に立証するために監査要点を設定しなければならない。

問題 2

監査人は、運用評価手続の実施により、企業のリスク評価において有効に運用されていると想定していた内部統制が有効に運用されていないという監査証拠を入手することがある。同様に、実証手続を実施した結果、監査人は、そのリスク評価時に想定したよりも大きな金額又は多数の虚偽表示を発見する場合もある。このように監査人は、当初の重要な虚偽表示リスクの識別又は評価の基礎となった監査証拠と矛盾する新たな情報を入手した場合には、リスクの識別及び評価を修正しなければならないため、監査人の重要な虚偽表示リスクの評価は暫定的となる。

問題 3

問 1

構成単位の監査人は、グループ監査人よりも構成単位及びその環境についての経験が豊富で、深い知識を有している場合がある。こうした構成単位の監査人を関与させることで、事業活動とそれに関連するリスク及び企業又は事業単位でグループ財務諸表における重要な虚偽表示リスクが生じ得る領域を理解する上で役立つ。

問 2

グループ監査における発見リスクには、構成単位の監査人がグループ財務諸表の重要な虚偽表示の原因となり得る構成単位の財務情報の虚偽表示を発見できないリスクに加えて、グループ監査人が当該虚偽表示を発見できないリスクが含まれる。このため、グループ監査人と構成単位の監査人の双方向のコミュニケーションが重要視される。

第2問 解答<1>

(監査論)

問題 1

仕入取引

関連するアサーション：網羅性

適用する監査手続① 納品書を閲覧し納品された製品の全てが仕入計上されているか検証

適用する監査手続② 分析的手続で異常な変動を把握し網羅性に関する問題の有無を検討

製品残高

関連するアサーション：実在性

適用する監査手続① 実地棚卸の立会を実施し、棚卸手続きを観察しテストカウントを実施

適用する監査手続② 期末日後の販売や入金状況に関する証憑を閲覧

or

関連するアサーション：評価

適用する監査手続① 期末日後の販売状況に関する証憑の閲覧から正味売却価額を検証

適用する監査手続② 分析的手続によって在庫の滞留状況を把握し評価損の必要性を検討

問題 2

問 1

固有リスク：輸入商品が小型、高価または需要が多いものである場合、固有リスク要因の資産を流用する機会となり、固有リスクを高める。

貸借対照表との関係：流用した輸入商品の実在性を偽装するため、棚卸資産が架空計上される重要な虚偽表示リスクと関係する。

損益計算書との関係：棚卸資産の架空計上により、売上原価が過小計上される重要な虚偽表示リスクと関係する。あるいは、流用した輸入商品の販売を偽装するため、架空の売上原価が計上される重要な虚偽表示リスクと関係する。

問 2

内部統制① 担当者間の相互牽制のため在庫管理の複数名で職務を分掌する。

内部統制② 担当者間の相互牽制のため一定期間ごとに職務をローテーションさせる。

問 3

棚卸資産の架空計上に対して、輸入商品の実地棚卸の立会や実査、棚卸差異についての分析を実施すべきである。架空の売上原価の計上に対しては、払出記録と出荷票等の証憑との突合を実施すべきである。

第2問 解答<2>

(監査論)

問題 3

問 1

S社が提供する業務の内容と甲会社にとっての当該業務の重要性、S会社が処理する取引、影響を与える勘定や財務報告プロセスの内容と重要性、S会社の活動と甲会社の活動との相互関連の度合い、甲会社とS会社の関係を含め、S社の業務をどのように利用しているかを理解しなければならない。

問 2

共通点① 他の監査人の職業的専門家としての能力と独立性を検討する必要がある

共通点② 監査人が監査意見に対して単独で責任を負い、他の監査人との間で責任分担はない

相違点① 受託会社監査人の利用は内部統制の評価に限定されるが、子会社監査人の利用は監査の全過程に及ぶ

相違点② 受託会社監査人は監査チームメンバーではないが、子会社監査人は監査チームメンバーであり、監査人はその品質管理に責任を負う

相違点③ 受託会社監査人とコミュニケーションは委託会社及び受託会社を通じて行われるが、子会社監査人とのコミュニケーションは直接に行われる